

ノ所存ヲ居リマシタ 然レ後業員諸君ノ切角ノ嘆願ヲアリ
マスノテ今直々ニ具体的折衝ヲ致シマシテ決定致シマセウ
ト格メテ温情的態度ト出ラタルヲ代表之ヲ了トシ折衝
ノ結果僅カ一時間余ニシテ

(G) 債上ノ件ニ付テハ大体三割値上ヲ目標ニ臨時昇給ヲ実
施スルニ付事業主ニ一任スルコト

(D) 年二回ノ定期昇給ハ原則トシテ之ヲ承認スルモ内一回
ノ昇給ハ全般的トセズ成績良好ナル者ノミトス

(H) 退手制度ハ法律ニ基イテ更ニ研究實施スルコト
(=) 其他ハ實情ニ適當セル方法ヲ實施スルコト

= 相一致シ圖端解決直々ニ別記(三)ノ費書ヲ交換セリ

七 警察事故 ナシ
右又申(通)兼候也

別記(一) 嘆願書

- 一 給料三割値上セラレタレ
- 一 年二回定期昇給ヲ確立セラレタレ
- 一 残業手當ヲ支給セラレタレ
- 一 退職手當制ヲ實施セラレタレ
- 一 月皆勤日給二日分支給セラレタレ
- 一 今次紛議ニ依ル犠牲者ヲ絶対ニ出ササルコト

右嘆願候也

昭和十三年七月二日

久保田電機製作所 従業員一同
關東金屬労働組合

久保田雄三殿